

## IASB 及び FASB における検討状況（減損） 要約

両審議会による 2012 年 4 月及び 5 月の審議においては、提案されている 3 パケットアプローチによる減損モデルを踏まえ、以下の個別論点について暫定決定が行われている。

### 1. パケット 1 の減損測定

- パケット 1 の測定アプローチを、「損失事象が今後 12 か月の間に予想される金融資産に関する予想損失」として定義する。
- さらに、パケット 1 の測定アプローチは次のように説明される。
  - a. 予想損失は、今後 12 か月における損失事象の可能性を伴う金融資産について、その存続期間にわたって予想される資金不足（すなわち、すべての損失の内容）である。すなわち、測定される損失は、今後 12 か月の間の資金不足のみではない。
  - b. 全期間の損失の見積りでは、遠い将来の期間の詳細な見積りを要求すべきではなく、予測期間が長くなるにつれて見積損失の予測に際して必要な詳細さの程度は小さくなる。
  - c. さまざまなアプローチを予想損失の見積りに使用することができる。これには、「損失事象に関する 12 か月の蓋然性」を明示的にはインプットとして織り込まないアプローチも含まれる。

### 2. 予想信用損失の見積りについての明確化

- 予想信用損失の見積りは次の点を反映しなければならないことを明確化する。
  - a. 将来の見積りを行う際に関連性があると考えられるすべての合理的かつ支持し得る情報
  - b. 起こり得る結果の範囲並びにその結果が起こる可能性及び合理性（すなわち、単なる「最も可能性の高い結果」の見積りではない。）
  - c. 貨幣の時間価値
- また、企業は予想信用損失の見積りに際し、過度なコストと労力なしに合理的に利用可能な情報を考慮しなければならない。

### 3. 売掛債権の取扱い

#### (1) 重大性がある財務要素のない売掛債権

- 予想損失モデル（引当マトリックスを用いることができるという実務上の簡便法を含む）を適用する。
- （IASB）簡略化した形式の 3 パケットアプローチを適用すべきであり、次のように会計処理される。
  - ✓ 収益認識 ED で定義される取引価格で売掛債権を当初測定する。
  - ✓ 当初認識時から、パケット 2 又は 3 に区分し、全期間の予想損失を認識する。
- （FASB）予想損失モデルが適用される場合には、すべての売掛債権に対する信用減損測定目的が、全期間を通じて、全期間の予想損失となる。

## (2) 重大性がある財務要素のある売掛債権

- 予想損失モデルを適用する。
- 企業は会計方針として、次のいずれかを選択する。
  - a. 3 バケットアプローチを適用する。
  - b. 簡略化したアプローチとして、当初取得時以降、全期間の予想損失を減損認識する（すなわち、バケット間の移転をトレースする必要はない）。

## 4. リース債権の取扱い

- 売掛債権（上記 3.）と同様の取扱いとする。

## 5. Modified Loans の取扱い

- （IASB）次の通り取扱う。
  - ✓ Modified loan のバケット間の移転は、オリジネートローン等と同様の要件に基づき判断される。
  - ✓ バケット間の移転の判断にあたっては、（１）現在の信用の質と、（modified 前の）当初の信用の質を比較し、（２）（modified 後の）契約 CF について、回収可能性の程度を評価する。
  - ✓ ローンの帳簿価額（carrying value）は、modified 後の契約 CF を当初の実効金利によって割り引いた現在価値によって表示する。
- （FASB）債権者が、債務者の財務状況の悪化に関連して債務者に対して一定の免除を与えた Loan<sup>1</sup>については、全期間の予想損失を引当計上する。

## 6. 割引率の決定

- 予想損失を割り引くための割引率は、（IAS 第 39 号における）実効金利とリスク・フリー金利の間（両端を含む）で、企業が選択をする。
- 企業が、上記の 2 つの金利の間の金利を用いる場合、当該金利は何らかのベンチマーク金利やインデックス金利を基礎とするものでなければならない。
- 企業が用いる割引率は、当初に選択した後に、整合的に適用されなければならない。

以上

---

<sup>1</sup> 現行の米国基準における、Troubled Debt Restructurings に該当するものをいう。